

矢掛町農業委員会議事録

1. 開催日時

令和3年2月25日（木）午前9時30分～午前10時30分

2. 開催場所

矢掛町役場 3階 大会議室

3. 出席委員 16名

農業委員9名			農地利用最適化推進委員7名		
1番	岸野 敏夫	出	矢掛地区推進委員	阿部 泰博	出
2番	石井 博	出	美川地区推進委員	守屋 弘旨	出
3番	妹尾 吉高	出	三谷地区推進委員	田邊 穂積	出
4番	竹内 義男	出	山田地区推進委員	門野 竹志	出
5番	三好 伸夫	出	川面地区推進委員	池田 信夫	出
6番	坪井 幹子	出	中川地区推進委員	奥村 明美	出
7番	山部 智裕	出	小田地区推進委員	妹尾 行恭	出
8番	池田 喬	出			
9番	高月 周次郎	出			

4. 議案日程

- (1) 議案第42号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第43号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- (3) 議案第44号 農用地利用集積計画書（No.153）（案）の決定に対する意見について（所有権移転に関するもの）
- (4) 議案第45号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について（矢掛町全域）
- (5) 議案第46号 農業振興地域整備計画変更に関する意見について
- (6) 議案第47号 農業委員会の適正な事務実施に基づく「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」の決定について
- (7) 議案第48号 農業委員会の適正な事務実施に基づく「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」の決定について

5. 議案の内容 別紙のとおり

議 長	<p>それでは、ただ今から令和2年度第13回農業委員会総会を開催します。</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、会場の換気を行っています。会場出入口には消毒液を設置し、体温計による検温を行っていただいております。皆様にはマスクの着用をお願いしております。</p> <p>なお、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、円滑な議事進行にご協力をお願いします。</p>
議 長	<p>本日は、委員全員が出席です。全員の出席がありましたので、矢掛町農業委員会会議規則第6条により、総会は成立します。</p> <p>本日の署名委員は、矢掛町農業委員会会議規則第13条により、7番 山部委員と、8番 池田委員を指名します。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>本日の議事につきましては、議案第42号から議案第48号の7議案です。</p>
議 長	<p>議案第42号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、1件議題とします。事務局から説明します。</p>
事 務 局	<p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="color: red;">以上1件について、総会次第の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。</p> </div>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>事案番号41番につきまして、地元農業委員の意見を申し上げます。</p>
8番委員	<p style="color: green;">譲受人と譲渡人が合意しています。譲受人は適切に管理できるものと思いますので、特に問題はありません。</p>
議 長	<p>地元農業委員から意見がありました。事案番号41番につきまして、他に意見はありませんか。</p>
各 委 員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、事案番号41番につきましては、許可と決定します。</p>

議 長	<p>議案第 <u>43</u> 号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、 <u>8</u> 件議題といたします。 事務局から説明します。</p>
事 務 局	<p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>事案番号13番から20番は、申請農地から500m以内に2以上の教育施設、医療施設、公共施設が存在するため、第3種農地としています。 総会次第に現地確認写真を載せております。</p> </div> <p>なお、開発行為許可については申請中です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。 事案番号 <u>13</u> 番から <u>20</u> 番につきましては、関連するため、一括審議します。 地元農業委員の意見をお願いします。</p>
3 番 委 員	<p>住宅分譲地を造成するものです。先日現地を確認しました。被害防除計画書の通り排水、周辺農地等への影響もなく、問題はないと思います。</p>
議 長	<p>地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>13</u> 番から <u>20</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。</p>
各 委 員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、事案番号 <u>13</u> 番から <u>20</u> 番につきましては、許可意見として岡山県農業会議に諮問することを議決します。 岡山県農業会議から許可を適当とする答申があった場合、かつ開発行為許可申請書について許可の通知がされる場合、許可処分を行うことを議決します。</p>
議 長	<p>議案第 <u>44</u> 号 矢掛町農用地利用集積計画書 (No. 153) (案) の決定に対する意見について、所有権移転に関するものを <u>1</u> 件議題といたします。 事務局から説明します。</p>
事 務 局	<p>本計画は、2月3日の総会で承認された議案第40号の利用集積計画に基づき、公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団へ所有権移転を行った件について、購入者に売り渡すものです。 では、個別の事案を説明します。(事案説明)</p>

議 長	事務局の説明が終わりました。 矢掛町農用地利用集積計画書（No. 153）（案）につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
7 番委員	公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団からの所有権移転です。購入者は適切に管理できると思われますので、問題はありません。
議 長	地元農業委員から意見がありましたが、矢掛町農用地利用集積計画書（No. 153）（案）につきまして、他にご意見はございませんか。
各 委 員	（異議なし）
議 長	異議がございませんので、議案第44号 矢掛町農用地利用集積計画書（No. 153）（案）の決定に対する意見について、「異議なし」と決定いたします。
議 長	議案第 45 号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、議題といたします。 事務局から説明します。
事 務 局	集計表のとおり、今回対象となっている農地は、10地区、62筆、約3.0haです。 （抽出基準、各地区の一覧表、地図についての説明）
議 長	事務局の説明が終わりました。 議案第45号につきまして、一覧表のとおり、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断してよろしいか。
各 委 員	（異議なし）
議 長	異議がございませんので、議案第45号につきまして、一覧表のとおり、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断することを議決します。
議 長	議案第 46 号 農業振興地域整備計画変更に関する意見について 議題といたします。事務局から説明します。
事 務 局	（議案朗読説明）

議 長	事務局からの説明がありました。意見等をお願いします。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がございませんので、議案第46号について、別紙のとおり矢掛町長へ意見書を提出することを議決します。
議 長	議案第 <u>47</u> 号 農業委員会の適正な事務実施に基づく「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」 の決定について、議題といたします。事務局から説明します。
事 務 局	<p>本件は、矢掛町農業委員会の1年間の活動計画について、点検・評価を行い、その結果をHPに公表し、パブリックコメントを求めるための(案)を審議するものです。</p> <p>今回審議していただき決定した内容は、矢掛町ホームページに30日間公表し、寄せられたパブリックコメントを踏まえて修正した後、再度審議していただく予定です。</p> <p>では、内容について説明させていただきます。</p> <p>(議案朗読説明)</p>
議 長	事務局の説明が終わりました。「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」につきまして、ご意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がございませんので、農業委員会の適正な事務実施に基づく「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」のとおり、作成することを議決します。今後、ホームページ等を活用し、農業委員会の適正な事務実施に基づく「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」を公表し、パブリックコメントを30日間募集します。寄せられたパブリックコメントを踏まえ、補正の上、農業委員会の適正な事務実施に基づく「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」を作成し、ホームページで公表することとします。
議 長	議案第 <u>48</u> 号 農業委員会の適正な事務実施に基づく「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」 の決定について、議題といたします。事務局から説明します。

事務局	<p>本件は、矢掛町農業委員会の令和3年度の活動計画を作成するものです。 それでは、内容について説明させていただきます。 (議案朗読説明)</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」の決定につきまして、ご意見はありませんか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議がございませんので、農業委員会の適正な事務実施に基づく「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」のとおり、作成することを議決します。 今後、ホームページ等を活用し、農業委員会の適正な事務実施に基づく「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画」を公表し、パブリックコメントを30日間募集します。寄せられたパブリックコメントを踏まえ、補正の上、農業委員会の適正な事務実施に基づく「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画」を作成し、ホームページで公表することとします。矢掛町農業委員会は、決定した活動計画に基づいて活動を行うこととします。</p>
議長	<p>次に報告事項について確認します。</p>
議長	<p>(1) 農地法第18条の規定による合意解約通知について 地元推進委員の確認報告をお願いします。</p>
三谷地区 推進委員	<p>事案番号1番について、確認しました。</p>
議長	<p>(2) 農地改良の完了報告書について 地元推進委員の確認報告をお願いします。</p>
三谷地区 推進委員	<p>現地を確認しました。問題ありません。</p>
議長	<p>以上で、今月の議案についての審議は終了しました。 これをもちまして、本日の農業委員会総会を終了します。</p>